

令和7年度 第3回笛吹市子ども・子育て会議 会議録

日 時 令和8年3月13日(金) 午後2時から
場 所 笛吹市役所 本館301会議室
出席者 早川公仁委員長、上田啓子副委員長、山下卓委員、珠島ゆかり委員、
浅川加代子委員、佐川成義委員、渡瀬晶子委員、藤盛ちか子委員、
角田恵委員、壽まや委員、渡邊由美委員、杉山順哉委員、橋田昌樹委員、
長田華織委員、長谷部信浩委員、小澤幸子委員、河野道子委員
※笛吹市子ども・子育て会議設置条例7条第2項の規定により会議成立
事務局 田中暁子子供すこやか部長
飯室弘行子育て支援課長、小田切護保育課長
保健福祉部障害福祉課 内藤ひさ美
子供すこやか部子育て支援課 堀内麻紀子、本庄由美子、
四家佳代子、志村仁、久保美咲
子供すこやか部保育課 功刀南里、清水栄治

次 第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議・報告事項
 - (1) 令和8年度施設整備計画について
 - (2) こども誰でも通園制度について
 - (3) こどもの居場所づくり支援事業について
- 4 その他
- 5 閉会

(進行：子育て支援課長)

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ

どうも皆さんこんにちは。本日が今年度の最後の子育て会議になります。本当に1

年間ありがとうございました。子育てに関する様々な施策の中で、子育ての基本は家庭にあるということは、それぞれ理解をしているわけですが、様々な社会情勢の中で、いくつかの課題も見えてきていることも事実であります。そういった中で行政がどのようなサポートをしていくかということについて、大変重要なことであるというように思っています。そして、本会議が、そういった部分で子育てに関する大変重要な会議であるということも理解されているように思います。

そういった面で、本日最後になりますけれども、皆様の忌憚のないご意見をいただく中で、来年度に繋げていきたいと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

3 協議・報告事項

(1) 令和8年度施設整備計画について

(説明：事務局) 資料1により説明

【質疑・応答】

なし

(2) こども誰でも通園制度について

(説明：事務局) 資料2により説明

【質疑・応答】

なし

(3) こどもの居場所づくり支援事業について

(説明：事務局) 資料3により説明

(議長：早川委員長)

ただいま説明がありました件について、何かご質問ご意見等ありましたらお願いします。

(上田副委員長)

新しい事業ですので、現在、市の方でもいくつかこういう活動をされているところを把握されているということですが、具体的にどのような活動をされている方たちがどのくらいいるか等、このような事業はいい話だと思いますので、具体的に話を伺えるとイメージもしやすいかなと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

現在、市で把握している団体が17団体ほどあります。活動されている内容としましては、それぞれで異なりますが、こども食堂でしたり、学習支援だったり、体験活動を3つ実施しているところもあれば、1つ実施しているところもある等の状況を確認しております。新たにこども食堂を検討したいというような団体も3団体ほど、お伺いしているような状況です。

(早川委員長)

この笛吹市居場所づくり支援事業は新規の事業ですよね。今もこどもの居場所づくりをしている団体も新たに申し込むこともできるわけですか。

(事務局)

はい、できます。

(早川委員長)

この広報活動については既にしているとは思いますが、どのような形でこれから行っていくか、教えていただければと思います。

(事務局)

先ほど説明があったように今例規の整備や、8年度の当初予算計上に関して議会へ上程しています。それが成立されたら、8年度の新たな区長会や民生委員の会議といったところへ新しい事業ということでPRに伺おうと考えています。また、市で活動をしている団体の集まる場所もありますので、そういったところへも伺って、アピールしていきたいと思っています。

(早川委員長)

ありがとうございます。それともう一点、申請をするのに非常に難しいところがあるかなと思います。一般の人が申請しようとした時に、書類を見ながら、なかなか気軽に申し込むということができないんじゃないかというように感じています。その辺のサポートをどのようにしていくのかを教えてください。

(事務局)

市の補助金ということで、おっしゃられるように色々な書類を用意してもらわなければならないのですが、その辺につきましては、事前に相談していただいたり、書き方のアドバイスをさせていただいたり、サポートさせていただきますので、気軽にお問い合わせいただければと思います。

(角田委員)

今、運営している児童館や子育て支援センターというのは、利用時間が決まっております。この時間以外の時間、例えば夕方の時間等で学習支援や、何か食べる活動や経験等、日曜日やそういった利用時間以外の時間帯に使う場合には、市長の許可が必要になってくるのですが、こういった場合の利用については、どこまでどのように計画を立てていいものなのか、市長に直接「市長への手紙」で使いたい旨をお伝えした方がいいのか、そういった時間外で活用できるけれども、市長の許可が必要である施設についての利用について、何かご指導いただけるような文書がありましたら、教えていただければありがたいと思います。

(事務局)

こちらも想定をしてない新しい活動も出てくることも考えており、今おっしゃられたような時間帯のようなパターンもあると思いますので、個別にご相談いただければと思います。また、使う場所も公共施設であったり、色々な事業所を使っていたりすることがあると思いますので、気軽にご相談をいただければと思います。

(早川委員長)

では、3号議案の議事については、以上で終了したいと思います。スムーズな議事

進行へのご協力ありがとうございました。

4 その他

①こども条例（仮称）の制定について

（説明：事務局）

（早川委員長）

この条例の作成は、この会議で進めていくのか、あるいは別のところで作成に当たっていくのですか。

（事務局）

この会議で決めるというものではありません。市の方で条例の策定を進めていくのですが、皆様方からの意見をいただきながらという形になります。8年度中に策定予定となりますので、ご理解いただければと思います。

（角田委員）

子どもにとっての権利を書いてある条例になると思いますので、子ども自身がわかりやすく読めるものである必要があると思います。全ての漢字にはルビを振っていただくことや、難しい文言については、子どもにわかりやすい別の解釈のものをつけていただくことを、私としては望みます。また、虐待等について、子どもは知らないのが当たり前、自分の権利が何かもわからないと思いますので、そういった教育的なことを市の中で取り組んでいく方向を示していただけるとありがたいと感じます。あとは、何より保護者自身も学ぶ場がなく、親御さんにとってしつけであるのか虐待であるのか、手を出しちゃいけないとかっていうようなことを学べる機会、子ども自身も「これっておかしい、嫌だって言っているよ」と、学べる機会が作られるようなことも盛り込んでいただけたら非常にありがたいと思います。

（事務局）

貴重な意見ありがとうございました。条例という形なので子どもに読みやすくルビを振るということや、大人バージョンと子供バージョンという形でも示せるか

など考えておりますので、またご意見もいただきながら進めさせていただければと思います。

(上田副委員長)

義務付けられてはいないけれども作りますよ、というお話だったと思うのですが、そもそも本来作ることがいいのか悪いのか、もちろんいいものにしたいから作るっていうことはよくわかっていますが、私も規則的なところは全くわかりませんが、色々と条例が増えていくというか。これまでの計画でも、当然子どもの基本的な権利とかそういうものを大切に、みたいなところがあります。わざわざ条例を作るというところについて、市においても検討が進められていたかとは思いますが、もう少し丁寧にお話いただけるとありがたいです。

(事務局)

今、全国的にもこども条例、名前はいくつもパターンがありますが、策定している市町村は結構あります。義務ではない中で、策定することになったのは、市もこどもまんなか宣言をしていますが、市役所を含め、地域、事業者、それから親も子どもを真ん中に置いて、子どものために何ができるのかということを改めて言葉にするところが大きいのかなというところでは。条例の中でペナルティ規定を設けるものではなく、それぞれの立場で子どものために支援していく形を、表せればというように考えております。

(上田副委員長)

作成している市町村が多いということなのですが、国のどこかの機関が推進しているとか、そういうこともあるのですか。

(事務局)

推進というところまではないかとは思っていますが、県内では資料としてお配りした甲府市と韮崎市、あと富士川町が策定しています。今日の新聞でも県が議会を中心に、こども条例を制定するという記事が出ておりましたように、様々に動いているところがあります。

(上田副委員長)

その中で、笛吹市としても子どもの権利とかについて、大切に考えているというようなところを改めて形にしたいということでしょうか。

(事務局)

はい、そうです。

(長谷部委員)

私達の社会福祉協議会の方で事務局を担わせてもらっている「子ども子育て関係者連絡会」というものがあります。この会議の委員の中にも所属されている方もいますが、そうした民間の小さいボランティアグループから始まっている NPO の方々が、20 人ぐらい所属しております。そうした子育てをバックアップする団体の方々からも、市にこども条例がほしいよね、なんていう声が聞かれます。笛吹市は、障害者の基本条例が県内で一番先に立ち上がったと思いますが、そんな経過から、民間の団体の皆さんからも、子どもにもそういう優しいまちづくりにしてもらいたいという声が上がっているのです、素晴らしい取り組みかなと思っています。

(寿委員)

こども条例ということで、とても素晴らしいなと思ったんですけど、子どもたち自身の声や意見も取り入れて原案の方を策定していただけたらなと思います。子どもに関する条例なので、大人だけではなく子どもの意見を取り入れたものであってほしいなと思います。

(事務局)

本当に貴重な意見ありがとうございます。またその辺も取り込んで進めていければと思いますので、よろしくお願いします。

②療育センターなないろ（オオルリ）について

(説明：事務局)

(渡瀬委員)

この療育センターなないろの問い合わせ先などがこちらに書かれていますが、具体的ではなくてもいいので、現時点でどのような問い合わせがあるかを教えてください。

(事務局)

甲斐市の方にこの事業所の施設があり、笛吹市から甲斐市へ通っている障害児もおり、笛吹市になるべく近い場所へ設置することを進める中で、最初の募集の段階では、30人定員だけでも1年目は15名ぐらいの定員から順次増やしていく方向性のお話がありました。開設について周知され始めましたら、笛吹市以外の甲州市や、他の近隣の市町村からも申し込みや問い合わせの連絡が入っているような現状もありますが、基本的には笛吹市の方を重視して、運営していただけるということです。チラシに問い合わせ先もありますので、何かありましたら気軽に聞いていただければと思います。(雑談ですが、笛吹市の鳥がオオルリとなっていることもあり、施設名に「オオルリ」という名前をつけていただいた経過があります。)

5 閉会

(事務局)

その他の事務局からの報告も以上となります。長時間にわたり、ありがとうございました。またスムーズな進行、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。また昨年度から2年間の委員の任期ということで、これで皆さんにおかれましては終わりとなりますが、本当にこれまで貴重な意見等、慎重なご審議ありがとうございました。また今後も笛吹市の子ども子育ての施策にご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは最後に互礼を交わして終わりたいと思います。ご起立お願いいたします。相互に礼。ありがとうございました。